

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 岡本 満喜子

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年5月3日 07時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市飛島北東方沖 金浦港灯台から真方位275°13.2海里（M）付近 （概位 北緯39°16.4′ 東経139°37.7′）
インシデントの概要	遊漁船第十一大栄丸 ^{だいえい} は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年5月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が疾患により死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第十一大栄丸、16トン 210-50693山形、個人所有 17.20m（Lr）×4.00m×1.18m、軽合金 ディーゼル機関、船内機、404.50kW、平成2年11月、4サイクル、回転数毎分1,850、6気筒、ボア150mm、使用燃料軽油、平成2年7月4日機関製造
乗組員等に関する情報	船長 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月27日 免許証交付日 平成30年9月7日 （令和5年9月7日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約0.4m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、令和5年5月3日04時00分ごろ遊漁を行う目的で、酒田市酒田港を出港し、機関回転数毎分1,000及び約8.0ノットの対地速力で飛島北方沖の釣り場に向かった。 本船は、飛島北東方沖を航行中の07時00分ごろ、主機の運転音が急に低くなるのとほぼ同時に機関回転数が一気に下がり、主機が停

止した。(写真1、写真2参照)



写真1 本船船首側



写真2 本船船尾側

船長は、その後、主機の始動を繰り返し試みたが、始動できなかつたので、主機が故障したと考え始動を断念し、08時02分ごろ携帯電話で海上保安庁へ救助を要請し、10時30分ごろ来援した巡視船にえい航され、酒田港外で僚船に引き継がれて、17時25分ごろ酒田港に入港した。

本船は、機関修理業者が点検を行った結果、主機の燃料こし器のエレメント（2個、カートリッジタイプ）が詰まっていたことが判明し、新品のエレメントと取り替えられた。(写真3、図1、図2参照)



写真3 主機の燃料こし器の状況

燃料こし器

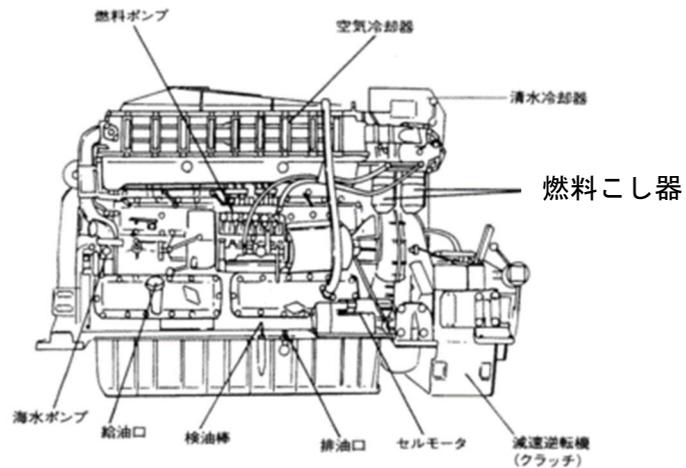


図1 主機

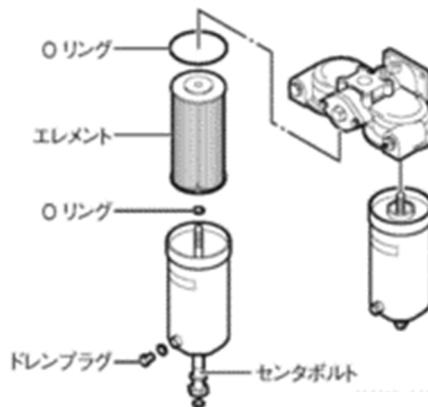


図2 燃料こし器

(付図1 インシデント発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長によれば、燃料こし器の点検の状況等は、次のとおりであった。

- (1) 主機の整備は、これまで不定期に機関修理業者へ依頼していたが、長年にわたり不具合が生じていなかったため、燃料こし器の点検及びエレメントの取替えを行っておらず、燃料こし器のエレメントの経年による汚損状況を把握していなかった。
- (2) 主機の異状を知らせる警報は、冷却水温度高及び潤滑油圧力低であったが、本インシデント当時、警報は吹鳴しなかった。
- (3) 潤滑油圧力計及び冷却水温度計は、機関制御盤に組み込まれており、燃料油圧力計は、主機本体に取り付けられていた。
- (4) これまで航行中及び遊漁中において、主機の燃料系統に不具合が生じていなかったため、燃料油圧力の状況を観察しておらず、詳細を把握していなかった。(写真4、図3参照)



写真4 操舵室内の機関制御盤

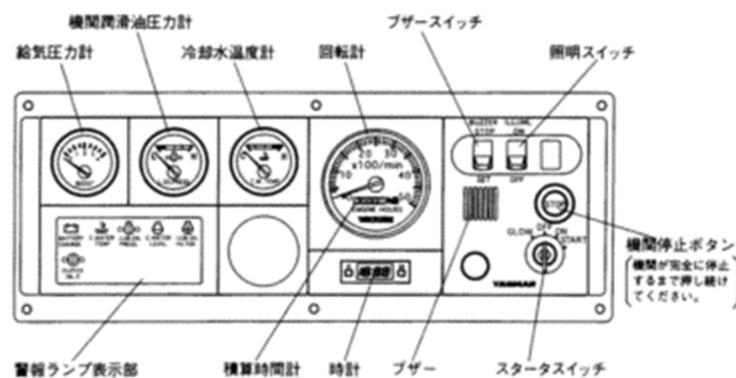


図3 機関制御盤

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、主機の燃料こし器の点検及びエレメントの取替えが長年にわたり行われていない状況下、飛島北東方沖において航行中、燃料こし器のエレメントが閉塞し、主機に供給する燃料油が途絶えたことから、各シリンダに燃料油が噴射されず、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、主機を整備する際、燃料こし器の点検及びエレメントの取替えを長年にわたり行っていなかったことから、燃料こし器のエレメントの経年による汚損状況を把握していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、主機の燃料こし器の点検及びエレメントの取替えが長年にわたり行われていない状況下、飛島北東方沖において航行中、燃料こし器のエレメントが閉塞し、主機に供給する燃料油が途絶えたため、各シリンダに燃料油が噴射されず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本インシデント後、主機を整備する際、燃料こし器の点検</p>

	<p>を必ず行ってエレメントの状態を確認することにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、機関修理業者に依頼して主機を整備する際、燃料こし器の点検を行ってエレメントの状態を観察し、必要に応じて新品のエレメントに取り替えること。・ 船長は、始業点検において、主機付燃料油圧力計で燃料油圧力を観察すること。
--	--

付図1 インシデント発生場所概略図

